

2015年1月26日

声明「文部科学省の公立小中学校統廃合の手引（案）の撤回を！」

公教育計画学会

2015年1月19日、文科省は中央教育審議会初等中等教育分科会に対して「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(案) (以下、「学校統廃合手引(案)」と略)を提示した。この事実は、これまでも財務省に抵抗できなかった文部科学省がついに財務省の政策方針のお先棒を担ぎ、学校統廃合の促進にむけて政策を転換したことを典型的に象徴する事態である。

この「学校統廃合手引(案)」は、実に60年ぶりの学校統廃合政策の転換である。この転換によって1学年1学級以下の学校は、学校統廃合を進めることが求められる。しかも、統廃合を促進するための財政等の枠組みに基づく政策が2015年度に予算措置されて展開する。

学校は地域資産であることを踏まえ、文科省や財務省による財政効率化という視点での、全国津々浦々にある学校を統廃合することを私たちは認めることができない。学制施行時に人口6百人に1校を目安に近代的な学校教育制度を構築しようとした先人の努力の結晶である地域の学校を、私たちの時代に途切れさせることは正当化できることではない。

1. 公立小中学校の統廃合という政策路線の兆候は、2015(平成27)年度政府予算に関わった文部科学省の概算要求にすでにみられた。同省の概算要求は「学校を核とした地域力強化プラン」にかかわる予算要求をしながら、他方で、「現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、学校規模適正化のために、地方公共団体が実施する学校統廃合が円滑に行われるよう支援するとともに、統合校の魅力化を推進する」予算を要求していたのである。

その結果、今年1月に閣議決定された政府予算案では「学校統合に関する取組みの推進」として「適正規模に満たない小中学校について、学校統合を促すことにより、教育水準を確保するとともに、学校を中心に地域の活性化を図る」という予算案が次のとおりに了承された。

- ・へき地児童生徒援助費等補助金 13 億円 ⇒ 16 億円 (+3 億円、+23.4%) : スクールバス購入費の補助単価の引き上げを実施
- ・少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業 0.3 億円 (新規) : 統合困難地域における教育環境の充実事例、魅力的な統廃合事例についての調査研究を実施
- ・学校の統廃合の円滑化のための補助制度を創設 : 既存学校施設の有効活用により費用を縮減しつつ、効率的に学校の統廃合ができるよう、補助制度を創設 (補助率 1/2)

中央官庁の得意とする補助金を梃子にした地方に対する「兵糧攻め」である。さらに念をおす形で「学校の統合を検討する際の基本的考え方や検討の方向性など、公立小・中学

校の適正規模・適正配置等に関する手引を今年 1 月中に策定すべく検討中」であることが示されていた。

この「検討中」とされた「手引」が今回、中教審で示された「学校統廃合手引（案）」である。そこでは従来の学校の適正規模に基づきつつ、小、中学校それぞれに統廃合を進める目安を示している。たとえば小学校についての一例は次のようなものである。

【7～8 学級：全学年ではクラス替えができない規模】

概ね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

この例で言えば、当然ながら 6 学級以下の学校は統合の対象となる。「学校統廃合手引(案)」では、さらに学校の適正配置に関わる通学距離についても 1 時間以内という条件をつけてスクールバスの導入を図ることをすすめている。6 歳の児童に片道 1 時間のスクールバス通学がいかに苛酷なものであるか、想像することさえできなくなっているということなのか。

「学校統廃合手引（案）」の最後は「公立小・中学校の設置の在り方を最終的に判断するのは学校設置者である市町村です。文部科学省としては、各市町村が学校の小規模化に伴う諸問題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を精緻に分析し、その結果の共有を行った上で、それぞれの地域で子供たちを健やかに育てていくための「最善の選択」につなげて頂きたいと考えております。本手引がそのための一助となれば幸いです」と記し、市町村の意思を尊重するかのような体裁を取り繕っている。しかし、政府の 2015 年度の予算案に沿ったものである以上、国の財政方針で学校統廃合が推進、加速化されるのは目に見えている。

2. かつて文部省（当時）は 1956（昭和 31）年 11 月の「公立小・中学校の統合方策について」を見直し、1973（昭和 48）年に「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること」を内容とする通達を出したことがある。今回の「学校統廃合手引（案）」は、文部科学省にこうした姿勢がもはや崩れて無くなってしまったことを示すものである。40 余年前には、教育政策・行政を担う省として、教育実践を支える機関を維持するという矜持や気概を持っていた組織は、いまや存在しないとさえ指摘できる状況である。学校規模を論拠として無制限な学校統廃合論を進めようとする文部科学省に、かつての文部省が有していた学校規模に対する慎重な姿勢や判断は無いのかもしれない。そうであるなら、文部科学省の存在意義は何かと問わざるを得ない。

3. 教職員定数の予算措置もこうした政策動向に連動したものである。すなわち児童生徒数の自然減分 3000 人に加えて、学校統廃合の初年度効果として 1000 人分の削減を見込んだ。その上で政策的な加配定数を 900 人増員させることで財務省と合意したのである。この中には、「学校規模の適性化への支援」として統廃合する学校への支援 200 人、統合が困難な小規模校（離島等）への支援として 20 人が挙げられている。つまり、教職員 1000 名を削って 220 名を加配するという極めて巧妙な統廃合の促進政策である。しかもこの削減は、初年度分であり、今後も大幅に教職員人数は削減していくことは誰しも予測できることである。

4. 周知のように、従来から文部科学省は、地域の小規模校あるいは地域教育の実践に関する調査検討をしてきていたのではないのか。そうした調査検討を通して、多くの小規模校における極めて優れた教育実践を確認してきているはずである。そうした調査検討の成果は、政策形成に正確に反映されているのだろうか。予算を費やした調査研究の結果を教育政策に生かさず財務省の政策論理に迎合するのであれば、文部科学省の行政官庁としての存在意義は無いと断ぜざるを得ない。そもそも、学校の適正規模は、教育実践の質、より具体的には様々な地域に生活する子どもや大人にとってどういう教育を提供あるいは確立できるのかという点において語られなくてはならない。

5. また、現政権は「地方創生」を提唱しているが、それはすべての地域を対象としているものでなく、残す地域とそうでない地域とを明確にした地方・地域再編政策でしかない。学校が消えていく地域は残される地域ではない。地域では必死に持続可能性をめぐる様々な試みを実践的に追求している。そこでは学校は地域の生命線とまで言われている。しかし、文部科学省の「学校統廃合手引（案）」では、こうした生命線を頭越しに断ち切ろうとしている。

以上の点から公教育計画学会理事会は、公教育のベースである学校が地域から無くなることは日本国憲法が要請する教育の機会均等実現をなおさら遠ざけることになることに危機感をもつ。しかもそれは、公教育の危機だけではなく、人びとが住むべき地域が狭められ、抹殺されていくという根本的な危機につながるものである。地域の複合施設として学校が地域に存続することを提案してきた公教育計画学会としては今回の文科省の「学校統廃合手引（案）」を早急に撤回するよう強く求めるものである。